

インド特許規則改定（施行日：2016年5月16日）

2016年05月23日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

インド政府は、“Make In India”及び“Start Up India”のキャンペーンを展開し、特許プロセキューションに要する時間を短縮すると共に、特許発行をスピード・アップさせることによって、インド国内のビジネスの促進に努めようとしています。たとえば、早期審査は、そのために講じ得る一つの措置です。

インド政府は、2015年11月に特許規則の改定案を公表し、パブリック・コメントを募集していました。その後、インド政府は、寄せられたパブリック・コメントを検討した後、このたび、特許規則（Patents Rules 2003）を改定し、**Patents (Amendment) Rules 2016**（2016年5月16日発効）として公表しました。

下記は、今回の特許規則の改定において、特許実務に関連が深いと考えられる規則です。

- ・ Acceptance の期間
- ・ インドへの国内段階移行時の補正
- ・ 配列表提出の庁費用
- ・ アブストラクトの記載
- ・ 生体物質の使用に関する発明の明細書の記載
- ・ 実体審査請求費用の払い戻し
- ・ “start-up” entity の導入と早期審査
- ・ 分割出願の審査請求
- ・ Official Hearings 関連

今回の改定内容について、以下に説明します。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.